

福知山市子育てファミリー・サポート・センター

活動の手引き



福知山市こども家庭支援課

目 次

1. はじめに1
 - ・福知山市子育てファミリー・サポート・センターとは
 - ・事業のしくみ
 - ・会員になるためには
 - ・こんな時に預かります！
2. 援助活動の流れ3
3. 利用料等に関する基準5
4. 個人情報の提供について5
5. 援助活動中の事故・けが・病気への対応 6
6. 地域子育て支援補償保険について 6
 - ・依頼子供傷害保険
 - ・サービス提供会員傷害保険
 - ・賠償責任保険
7. 依頼会員の方へ8
 - ・お互いが気持ちよく活動するために
 - ・ひとり親世帯等保護者支援助成について
8. 援助会員の方へ10
 - ・お互いが気持ちよく活動するために
 - ・安全な援助活動をするために
 - ・援助活動報告書の提出について



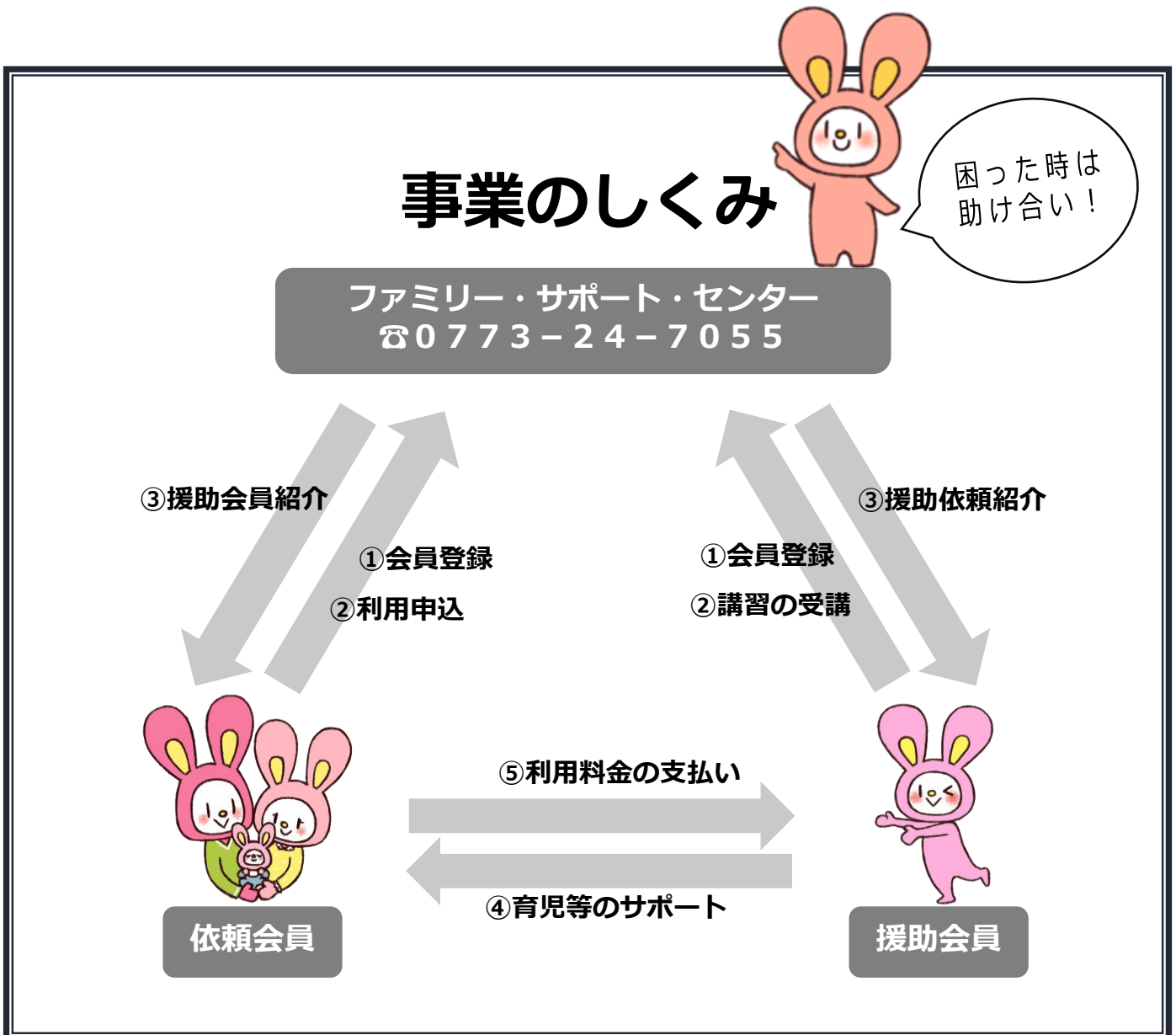
1. はじめに

福知山市子育てファミリー・サポート・センターとは

ファミリー・サポート（以下「ファミサポ」という。）とは、子育て中の人仕事や用事等で、子どもの世話ができないときに、一時的・臨時的に地域の人に子どもを預かってもらう、会員同士の相互援助活動です。

子どもを預かってほしい人(依頼会員)と、子どもを預かっていただける人(援助会員)が会員登録をして、会員同士の助け合いにより子育て支援の輪を広げることが目的としています。

福知山市子育てファミリー・サポート・センター(以下「センター」という。)は福知山市こども家庭支援課が窓口になって運営しており、会員の募集・登録・紹介・援助活動の調整をしています。利用料金は、援助活動終了後に依頼会員から援助会員へ支払われるもので、センターでの受け渡しはしていません。



会員になるためには

依頼 会員

- 福知山市在住・在勤の人
- 生後6か月から小学校6年生までのお子さんがいる人

援助 会員

- 健康で子どもが好きな人
- 福知山市在住・在勤の人
- センターが実施する講習会を受講した人

- ① 会員登録にあたっては、センターまでお越しください。
- ② アドバイザーが活動の手引きに沿って説明と、今後の活動の参考のためお話を伺います。
- ③ 「会員証」を発行します。退会まで大切にお持ちください。

※この入会書によって知り得た個人情報は、センターでの連絡調整等の目的以外には使用しません。
※入会後に記載事項に変更や転居等がありましたら、必ずセンターまでご連絡ください。

こんな時に預かります！



- 保護者の通院、冠婚葬祭や用事があるとき
- 保護者がリフレッシュ（外出や買い物等）したいとき
- 保育所や学校が休みのとき
- 放課後や児童クラブ後の一時預かり
- 習い事や保育園などの送迎
- この他ご家庭の都合により援助の必要な方は、お気軽にお問合せください！

※警報が出た場合は活動ができませんので、援助を予定していた場合には会員同士で連絡をお願いします。

2. 援助活動の流れ

会員宅・送迎

土・日・祝日関係なく
午前7時～午後10時



① 援助の依頼(依頼会員)

センターに電話で申し込みます。
(※入会后、援助会員と顔合わせができてい
る場合は、直接援助会員と連絡をとります。)

② 会員の紹介(センター)

センターのアドバイザーは依頼内容に合う
援助会員に連絡調整し、依頼会員に紹介し
ます。事前打ち合わせの日程調整もします。

③ 顔合わせ及び事前打ち合わせ (アドバイザー同席)

依頼会員のお子さん同席のうえ、事前に打
ち合わせをします。(マッチングといいま
す)援助活動の日時・場所・内容・注意事項・緊
急時の連絡方法等、アドバイザー立ち合
いのもと、十分話し合ってください。

④ 援助活動の実施

事前に打ち合わせした内容で援助活動を実
施。活動終了後依頼会員は援助会員に利用
料金を支払います。援助会員は「援助活動
報告書」に活動記録を記入し、依頼会員に
署名してもらいます。依頼会員は領収書と
して、「援助活動報告書」の控えを受け取
ります。

⑤ 援助活動報告書の提出 (援助会員)

援助会員は毎月活動報告書をまとめて、
翌月5日までにセンターに提出します。
(郵送・スマホからでも)

※宿泊を伴う援助活動は行っておりません。

※原則として1人の子どもを1人の援助会員が預かります。

(兄弟姉妹・複数の時は、援助会員の了解のもとで行います。)

※依頼会員は、援助会員と調整後に変更が生じた場合には、必ず援助会員とセンターにご連絡ください。

※12月29日から翌年1月3日までは原則休みです。センターへの連絡ができない時の活動は、
事前に顔合わせができている場合(マッチング済)に限り行うことができます。



チャイルドルーム

平日（月曜日～金曜日）
午前9時～午後5時

場所は裏表紙に記載しています

① 援助の依頼(依頼会員)

センターに電話で申し込みます。ご希望の日時・預ける予定のお子さんの名前をお伝えてください。

必ず利用する4日前までに申し込んでください。

② 会員の紹介(センター)

センターのアドバイザーは依頼内容に合う援助会員に連絡調整し、依頼会員に結果をお返事します。援助会員が見つからず、お断りする場合があります。

③ 援助活動の開始

活動開始前に、事前打ち合わせをします。その後、事前打ち合わせした内容で活動を実施します。

④ 援助活動の終了

活動終了後、依頼会員は援助会員に利用料金を支払います。援助会員は「援助活動報告書」に活動記録を記載し、依頼会員に署名してもらいます。依頼会員は領収書として「援助活動報告書」の控えを受け取ります。

⑤ 援助活動報告書の提出(援助会員)

援助会員は毎月活動報告書をまとめて、翌月5日までにセンターに提出します。(郵送・スマホからでも)

※チャイルドルームでの預かりは最大4時間です。

※チャイルドルーム利用の定員は6人までとします。(状況により、人数制限をする場合があります。)

※チャイルドルームでの預かりは、外で遊ぶことや送迎等はいりません。

※援助依頼内容に変更が生じた時には、依頼会員はすぐにセンターに連絡してください。連絡を受けたセンターが援助会員に連絡を入れます。

※土・日・祝日、12月29日から翌年1月3日までは休みです。

3. 利用料等に関する基準

●利用料金の支払い

- ・活動終了後、依頼会員から援助会員に直接支払ってください。
(おつりがないように準備をしてください。)

●利用料金の基準 10分100円

- ・2人目からは利用料金は半額です。
- ・30分未満の利用は、300円です。
- ・チャイルドルームの場合、予定された時間から依頼会員が迎えに来るまでが利用時間です。
- ・送迎の場合、援助会員が家を出て活動を終え、家に戻るまでが利用時間です。

●実費の支払い

- ・食事（ミルク）・飲み物・おやつ・おむつ等、お子さんに必要なものは、原則として依頼会員が用意をしてください。ただし、やむを得ず援助会員が用意をされた時は、依頼会員がその実費を支払ってください。

●その他

- ・送迎でチャイルドシートが必要な場合は、依頼会員が準備をしてください。

4. 個人情報の提供について

●提供する目的

福知山市子育てファミリー・サポート・センター事業の実施において、子どもを保育園・幼稚園・小学校等（以下「保育園等」という。）へ送迎する際に、子どもの受け渡しを確実かつ安全に行うため。

●提供にあたっての条件

個人情報の提供は、上記に記載する目的の範囲内で必要最低限に留め、情報提供の際には関係者以外には決して漏れることのないよう細心の注意を払うこと。

●個人情報の提供内容 氏名・電話番号とする。

●個人情報の提供機関 会員として登録している期間

5. 援助活動中の事故・けが・病気への対応

- ・援助活動中に預かっているお子さんが、けがをしたり病気になった場合は、すみやかに依頼会員とセンターに連絡をしてください。必要であればかかりつけの医療機関(事前打ち合わせで必ず確認)、または最寄りの医療機関を受診してください。
- ・緊急を要する事故・けが・急病の場合は、110番(事故)・119番(けが・急病)通報をしてください。その後すみやかに依頼会員とセンターに連絡をしてください。
- ・医療機関に連れて行く際には、必ず会員証と「顔合わせカード」を持参してください。
- ・援助会員が立替えた医療費や交通費等は、依頼会員に請求をしてください。
- ・かかった医療機関名、診断内容、費用、お子さんの様子等を援助活動報告書に記入してください。
- ・会員間での解決を基本原則としますが、会員相互間の事故に備えて「地域子育て支援補償保険」に加入しています。

6. 地域子育て支援補償保険について

援助活動中の事故に備え、「地域子育て支援補償保険」にセンターが加入しています。この保険は、ファミサポの登録会員及びそのお子さんが活動中に傷害を被った場合の補償を備えておくとともに、万一の賠償責任に備えることによって、会員が安心して活動に参加できることを目的とするものです。

※その年によって一部保険の内容が変更になることがあります。

依頼子供障害保険<総合生活保険(傷害保険)>

依頼会員のお子さんが援助活動を受けている間に、事故によって傷害を被った場合に、援助会員の過失の有無にかかわらず補償するものです。

保険金の種類	保険金額(補償額)
死亡保険金	300万円
後遺障害保険金	障害の程度により 300万円～12万円
入院保険金(1日あたり)	3,000円
手術保険金	3,000円×所定倍率(10倍、または5倍)
通院保険金(1日あたり)	2,000円

例) お子さんが階段から落ちてけがをした。

例) おもちゃを持ったまま転んで、おもちゃが口に当たって唇が切れた

サービス提供会員傷害保険<総合生活保険(傷害保険)>

援助会員が援助活動中や、援助活動を提供するため、自宅と援助活動場所への往復途上において、傷害を被った場合に補償するものです。

保険金の種類	保険金額（補償額）
死亡保険金	500万円
後遺障害保険金	障害の程度により 500万円～20万円
入院保険金(1日あたり)	3,000円
手術保険金	3,000円×所定倍率（10倍、または5倍）
通院保険金(1日あたり)	2,000円

例) お子さんを車から降ろす際、突然ドアを強く閉められ指をはさんだ。

例) 援助会員が、お子さんを預かりに行く途中に、自動車事故に遭ってけがをした。

賠償責任保険

援助活動中の援助会員の監督ミスや、提供した飲食物等が原因で第三者(依頼会員のお子さんを含む他人。なお、依頼会員と同居の親族を除く。)の身体や財物に損害を与えたことにより、法律上の賠償責任が生じた場合に、センターもしくは援助会員が負担する賠償金等を補償するものです。

事由	支払限度額（補償額）
対人・対物 (1名・1事故につき)	2億円
初期対応費用 (1事故につき)	1,000万円(対人事故に対する見舞金・見舞品は被害者1名につき10万円程度)
訴訟対応費用 (1事故につき)	1,000円
受託物 (1事故につき)	10万円 保険期間中 50万円

例) 援助会員の不注意でお湯がこぼれ、お子さんにやけどをさせてしまったことにより、賠償請求を受けた場合。

例) 援助会員が依頼会員から預かったベビーカーを壊してしまい、弁償を求められた場合。

自家用自動車送迎をして、けがをした場合

「依頼子供傷害保険」「サービス提供会員傷害保険」は適用されますが、「賠償責任保険」は適用されません。本人の加入している自動車保険で対応してください。

7. 依頼会員の方へ

お互いが気持ちよく活動するために

- お子さんの健康状態をしっかりと確認し、体調が悪いときは依頼することは避けましょう。
- 見知らぬ人や場所に突然預けられると、お子さんはとても不安になります。事前に必ずその理由をわかりやすく、お子さんに説明してあげましょう。
- 気になることやしてほしくないことは、事前打ち合わせの時に率直に話し合い、誤解から事故やトラブルが起こらないようにしましょう。保育園等への送迎を依頼する場合は、事前に保育園等に必ず連絡を入れましょう。
- 食事（ミルク等）・飲み物・おやつ・おむつ等については、依頼会員が用意しましょう。
- チャイルドルームでは時間を過ぎて到着されたとしても、依頼された時間が活動開始時間となります。変更がある場合は事前にセンターへ連絡をしてください。
- 活動終了後、利用料を援助会員にお支払いください。おつりがないように準備をしてください。
- 事前打ち合わせをした依頼内容に変更が生じる場合は、必ず援助会員とセンターに連絡してください。
- ファミサポ活動中に知り得た個人情報やプライバシー等は、第三者に絶対に漏らさないでください。退会後も必ずお守りください。
- 「お顔合わせカード」は個人情報です。責任をもって保管してください。退会などで援助活動が必要なくなった場合は、センターへ必ず返却してください。



ひとり親世帯等保護者支援助成について

ひとり親世帯の方等がファミサポを利用した場合、1月あたり16,000円を限度に利用料金の一部を助成します。

※1月単位で申請をお願いします（分割での申請は無効）。

対象者	助成額（1世帯あたり）
児童扶養手当支給世帯	支払った利用料に100分の90を乗じた額
母子及び父子並びに寡婦福祉法第6条に規定する世帯	支払った利用料に100分の90を乗じた額
生活保護世帯	支払った利用料に100分の100を乗じた額
市民税非課税世帯	支払った利用料に100分の90を乗じた額

申請方法

- ①活動終了時に援助会員さんから渡していただく、ピンク色の「援助活動報告書」が領収書になりますので必ず保管し、申請時に提出してください。
- ②福知山市こども家庭支援課で、助成金交付の申請をしてください。
(代理人申請、郵送による申請も受け付けます。郵送の場合は、申請書等を送付しますので、事前にご連絡ください。)

申請に必要なもの

- 領収書「援助活動報告書」の原本
- 児童扶養手当受給の方は児童扶養手当の受給者証（郵送の場合はコピー）
- 児童手当・児童扶養手当の振込口座以外の口座へ振込を希望される場合は、申請者名義の預金通帳またはその通帳のキャッシュカード（郵送の場合はコピー）

注意！以下の場合は支給の対象となりません。

- 児童扶養手当の支給が停止となった場合
(現況届から支給認定までの期間は以前の支給区分として取り扱います。)
- 請求期限を経過した場合

※利用した翌年度4月15日までが期限です

8. 援助会員の方へ

お互いが気持ちよく活動するために

- 健康管理に気をつけ援助活動を行いましょう。体調が悪い時は、活動を行わないようにしてください。
- 約束した時間（打ち合わせ、開始、終了時）は必ず守ってください。
- 援助活動の内容は会員同士の話し合いにより決定し、相互の責任と信頼関係をもとに行うものです。事故やトラブルのないよう事前打ち合わせは、十分行ってください。
- 援助活動を円滑に行うためには、信頼関係を築くことが大切です。最近では、子育ての悩みを相談できる相手が身近に見つけにくい状況もあり、戸惑いや悩みを抱え込んでいる保護者も少なくありません。相手の立場に立ち支援することで、一層信頼が深まることでしよう。
- 子育ての方針については、それぞれの家庭ごとに違いがあるので、事前打ち合わせの時に依頼会員とよく話し合っ、子どもが戸惑うことのないようにしましょう。
- 自家用自動車で援助活動（保育園・幼稚園・小学校等への子どもの送迎等）を行う場合は万一の事故等に備え、自動車保険（任意保険等）についても充分話し合い、双方合意のもとに活動してください。安全な送迎ルートをお互いで確認してください。
- ペットの存在は、お子さんにとって興味深いものとなるかもしれません。犬や猫、小鳥、その他小動物を飼っておられる援助会員は、お子さんが噛まれたり、ひっかかれたりしないように、気をつけてあげてください。ペットとの付き合い方についても、事前打ち合わせの時に依頼会員とよく話し合ってください。
- 援助活動中は、会員証を必ず携帯し、保育園等の送迎の場合は施設側に会員証を提示してください。
- 援助活動中に事故が発生したときは、保険の手続きを行う必要がありますので、速やかにセンターに連絡してください。
- 援助活動後は、必ず「援助活動報告書」を作成し、報告書は月末締めで、翌月5日までにセンターに提出してください。（郵送可）
- 援助活動中に知り得た個人情報やプライバシーは、第三者に絶対漏らさないでください。退会後も必ずお守りください。
- 「お顔合わせカード」は個人情報ですので、責任をもって保管してください。退会などで援助活動を行わなくなった場合は、センターへ必ず返却してください。

安全な援助活動をするために

乳幼児の発達はめざましいものがあります。同じお子さんでも、昨日と今日では違うということを中心に留めながら援助活動しましょう。大人にとってはなにげないことでも、お子さんにとっては危険となることがありますので、家の中の安全点検をお願いします。

① 階段やベランダ、段差のあるところには、お子さんが落ちないような対策がしてありますか。
② 家具の上など高い所に置いてある物の落下の心配はありませんか。
③ お子さんがさわると危険なものは、手の届かないところに置いてありますか。 ・タバコ、薬、化粧品、洗剤、ビニール袋等の日用品 ・はさみ、カミソリ、包丁等の刃物類 ・ボタン、硬貨、指輪、ヘアピン等の飲み込む恐れがあるもの
④ ストーブやファンヒーターはやけどをしないようにしてありますか。
⑤ アイロン、ポット、鍋等、やけどの原因となるものが近くにありませんか。
⑥ ビニール袋やラップなどをお子さんの手の届くところに置いていませんか。
⑦ お子さんが浴室などへ入り込む心配はありませんか。
⑧ ベランダや窓の側に、踏み台となるようなものが置いてありませんか。
⑨ 扇風機等、お子さんが触れないようにしてありますか。
⑩ 家具の引き出しなどが簡単に開かないように工夫されていますか。
⑪ 自動車に乗せるときは、チャイルドシート(6歳未満は使用義務あり。身長140cmに達するまでは使用を推奨)を使用し、ドアやパワーウィンドウをロックしていますか。
⑫ 貴重品、その他大切なものは、お子さんの目や手に触れないところにしまっていますか。
⑬ 屋外に出るときは側において、お子さんから目を離さないようにしていますか。
⑭ 火災や地震の際の避難方法を考えていますか。

援助活動報告書の提出について

援助の当日に援助活動報告書の作成をお願いします

- ①活動した日時・依頼会員の氏名・子どもの名前・活動種類・預かり人数を記入してください。
- ②お子さんについて、援助活動中に気がついたことを特記事項欄に記入してください。(医療機関等にかかった場合は、医療機関名・診断内容・費用・お子さんの様子等を記入してください。)
- ③預かり時間記入後、利用料については利用料金の基準に従い、注意して記入してください。
 - 二人目からは利用料は半額になります。
 - 利用料の欄には当日の利用料の他、食事代やおむつ代等の実費が発生した場合も記入してください。
- ④援助会員の署名をしたうえ、必ず依頼会員に直筆の署名をもらってください。
(保育施設等への送迎がある場合は、活動報告書を持参して確認サインの欄に保育施設等の担当者のサインをもらってください。)

→ 依頼会員用ですので依頼会員に渡してください。

この用紙が領収書になります。

→ 援助会員用ですので保管してください。

→ センター用ですので援助会員が月末締めで、
翌月5日までにセンターに提出してください。
郵送・スマホからも

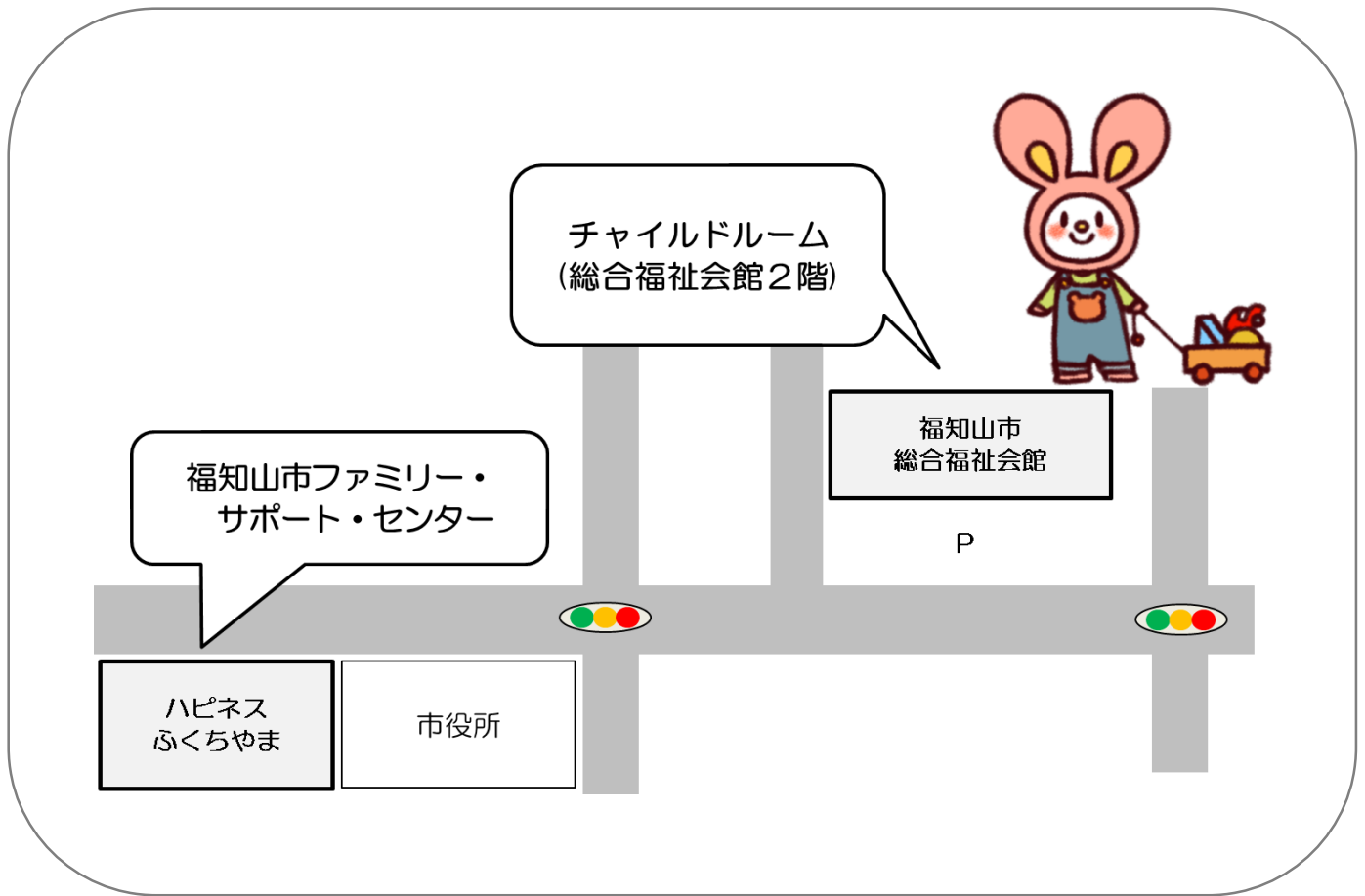
報告用
フォーム



援助活動料金表

分	1人	2人	3人
30分	300	450	600
40分	400	600	800
50分	500	750	1000
1時間	600	900	1200
10分	700	1050	1400
20分	800	1200	1600
30分	900	1350	1800
40分	1000	1500	2000
50分	1100	1650	2200
2時間	1200	1800	2400
10分	1300	1950	2600
20分	1400	2100	2800
30分	1500	2250	3000
40分	1600	2400	3200
50分	1700	2550	3400
3時間	1800	2700	3600
10分	1900	2850	3800
20分	2000	3000	4000
30分	2100	3150	4200
40分	2200	3300	4400
50分	2300	3450	4600
4時間	2400	3600	4800
10分	2500	3750	5000
20分	2600	3900	5200
30分	2700	4050	5400
40分	2800	4200	5600
50分	2900	4350	5800
5時間	3000	4500	6000

(円)



お問合せ先

福知山市子育てファミリー・サポート・センター 福知山市こども家庭支援課 子育て支援係

〒620-0035

福知山市字内記100番地 ハピネスふくちやま1階

0773-24-7055

月曜日～金曜日 午前8時30分～午後5時15分（土・日・祝日・年末年始はお休みです）



令和7年4月改訂